

大船渡市復興計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復興に向け、大船渡市復興計画（「以下「復興計画」という。）を円滑に推進するため、大船渡市復興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興の推進に関すること。
- (2) 復興計画の推進及び進行管理に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他復興に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員等
- (3) 復興推進に関する住民自治組織関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、災害復興局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。